

畜産会 経営情報

公益社団法人 **中央畜産会**
Japan Livestock Industry Association

〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目16番2号
第2デューアイシービル9階
TEL.03-6206-0846 FAX.03-5289-0890
URL <http://jlia.lin.gr.jp/cali/manage/>
E-mail jlia@jlia.jp

令和2年4月20日 | No.365

主な記事

1 畜産学習室

養豚経営の早期改善に向けて

—経営分析のポイントと経営評価— (3)
総括畜産コンサルタント 塩原 広之

2 行政の窓

令和2年度の新規貸付から 畜産特別資金を見直します

農林水産省生産局畜産部畜産企画課

3 行政の窓

家畜伝染病予防法の一部改正について

農林水産省消費・安全局動物衛生課

4 行政の窓

新型コロナウイルス感染者発生時の 対応・業務継続に関するガイドライン

新型コロナウイルス対策に関する農林水産省対策本部

5 畜産統計情報

酪農ヘルパー利用実態(速報)

6 お知らせ

各種交付金単価の公表について

畜産学習室

養豚経営の早期改善に向けて —経営分析のポイントと経営評価— (3)

総括畜産コンサルタント 塩原 広之

経営モデルから評価する

生産指標の変化が他の項目に与える影響を知ることは、改善のターゲットを明確にするために重要です。そこで、「経営判断に必要な分析数値」についてモデル的な数値設定を行い、それぞれの項目が変動した場合の他の分析数値や生産量、収入・費用等への影響を考えてみます。

モデルは規模を種雌豚飼養頭数180頭の一貫経営とし、枝肉1kg当たり販売金額や飼料費、診療医薬品費は、実際の経営分析において得られた数値を用いました。設定した数値とそれから得られる生産量は表1のとおり

です。

なお、実際には分析項目の変化は経営の多岐に亘って複雑な影響を及ぼし、またダイナミックに行われている生産をある時点で静的にとらえて評価することには若干無理があると考えられますが、検討を単純化してわかりやすくするために、生産量への変化を中心に検討を行い、収益への影響は、肉豚販売収入、飼料費、診療医薬品費のみとしました。

モデル1：種雌豚1頭当たり年間分娩回数 (分娩回転数)

モデル1では、分娩回転数が変動した場合の他の分析数値への影響について検討します。

(表1) 経営モデルの設定値と生産量

項目	単位	設定値 生産量	説明
種雌豚飼養頭数	頭	180	平均種雌豚飼養頭数
分娩回転数	回	2.20	1頭の種雌豚が1年間に分娩した回数
1腹あたりほ乳開始子豚数	頭	10.4	1腹のほ乳開始子豚数の平均
離乳時育成率	%	90	ほ乳を開始した子豚のうち離乳した子豚の割合
肥育豚事故率	%	4	離乳した子豚のうち肥育途中で死亡した豚の割合
平均枝肉重量	kg	75	出荷した肉豚の枝肉重量の平均
ほ乳開始子豚頭数	頭	4,118	種雌豚頭数×分娩回転数×1腹あたりほ乳開始子豚数
離乳子豚頭数	頭	3,706	ほ乳開始子豚頭数×離乳時育成率
肉豚出荷頭数	頭	3,558	離乳子豚頭数×(1-肥育豚事故率)
販売枝肉重量	kg	268,273	平均枝肉重量×肉豚出荷頭数

モデル1-①では、分娩回転数を2.2回とし、それから得られる販売枝肉重量は種雌豚1頭当たり1483kgですが、分娩回転数が0.1減少(1-②)すると、種雌豚1頭当たり肉豚出荷頭数は0.9頭減少し、販売枝肉重量は約5%減少します。それにより減少する肉豚販売収入は、経営全体では年間500万円以上となります。

一方、飼料費や診療医薬品費も生産頭数が減少した分だけ減少することになります。また、分娩回転数が0.1増加(1-③)すると、種雌豚1頭当たり肉豚出荷頭数は0.9頭増加し、販売枝肉重量は約5%増加し、収入は500万円以上増加します。

これらのことは、分娩回転数の向上が収益の改善に大きな影響を及ぼすことを示しています。しかし一方、分娩回転数の向上の難易を考えて評価することも必要であると言えま

す。1頭の種雌豚が1年間に分娩する回数は理論的には2.5回程度となりますが、現実的には群の成績をこの値に近づけることはかなり困難で、ある程度の成績を達成するとそれを維持することで精一杯となり、さらなる向上を図ることが難しくなります。分娩回転数に向上の余地があるかどうかを、これに影響を及ぼすさまざまな要素について検討を行いながら支援に当たることが必要です。

モデル2：離乳時子豚育成率

モデル2では、離乳時子豚育成率が変動した場合の他の分析数値への影響について検討します。

モデル2-①では、離乳時子豚育成率を90%とし、それから得られる販売枝肉重量は種雌豚1頭当たり1483kgですが、育成率が3%減少(2-②)すると、販売枝肉重

(表2) 分娩回転数の変化と他の指標値の関係

項 目	単位	モデル1—①	モデル1—②	モデル1—③	
種雌豚飼養頭数	頭	180	180	180	
分娩回転数	回	2.2	2.1	2.3	
1腹当たりほ乳開始子豚数	頭	10.4	10.4	10.4	
離乳時育成率	%	90	90	90	
肥育豚事故率	%	4	4	4	
平均枝肉重量	kg	75	75	75	
ほ乳開始子豚頭数	頭	4,118	3,931	4,306	
離乳子豚頭数	頭	3,706	3,538	3,875	
肉豚出荷頭数	頭	3,558	3,396	3,720	
販売枝肉重量	kg	266,850	254,700	279,000	
種雌豚1頭当たり	ほ乳開始子豚頭数	頭	22.9	21.8	23.9
	離乳子豚頭数	頭	20.6	19.7	21.5
	肉豚出荷頭数	頭	19.8	18.9	20.7
	販売枝肉重量	kg	1,483	1,415	1,550
	肉豚販売収入	円	653,783	624,015	683,550
	飼料費	円	353,111	337,069	369,201
	診療医薬品費	円	27,795	26,535	29,063
当肉豚1頭	肉豚販売収入	円	33,075	33,075	33,075
	飼料費	円	17,500	17,500	17,500
	診療医薬品費	円	1,350	1,350	1,350

量は約4%減少し、それが収入の減少となります。経営全体では年間約400万円の肉豚販売収入が減少します。一方、飼料費や診療医薬品費も生産頭数が減少した分だけ減少することになります。離乳時子豚育成率が3%増加(2-③)すると、種雌豚1頭当たり肉豚出荷頭数は0.6頭増加し、販売枝肉重量は約4%増加します。

モデル3：肥育豚事故率

モデル3-①では、肥育豚事故率が変動し

た場合の他の分析数値への影響について検討します。

モデル3-①では、肥育豚事故率を4%とし、それから得られる販売枝肉重量は種雌豚1頭当たり1483kgですが、事故率が2%低下(3-②)すると、販売枝肉重量は約2%増加し、それが収入の増加となります。経営全体では年間240万円程度肉豚販売収入が増加します。一方、飼料費や診療医薬品費はほとんど減少しません。肥育豚事故率が4%増加(3-③)すると、種雌豚1頭当たり肉

(表3) 離乳時子豚育成率と他の指標値との関係

項 目	単位	モデル2—①	モデル2—②	モデル2—③	
種雌豚飼養頭数	頭	180	180	180	
分娩回転数	回	2.2	2.2	2.2	
1腹当たりほ乳開始子豚数	頭	10.4	10.4	10.4	
離乳時育成率	%	9.0	8.7	9.3	
肥育豚事故率	%	4	4	4	
平均枝肉重量	kg	75	75	75	
ほ乳開始子豚頭数	頭	4,118	4,118	4,118	
離乳子豚頭数	頭	3,706	3,583	3,830	
肉豚出荷頭数	頭	3,558	3,440	3,677	
販売枝肉重量	kg	266,850	258,000	275,775	
種雌豚1頭当たり	ほ乳開始子豚頭数	頭	22.9	22.9	22.9
	離乳子豚頭数	頭	20.6	19.9	21.3
	肉豚出荷頭数	頭	19.8	19.1	20.4
	販売枝肉重量	kg	1,483	1,433	1,532
	肉豚販売収入	円	653,783	632,100	675,649
	飼料費	円	353,111	341,396	364,924
	診療医薬品費	円	27,795	26,873	28,725
当肉豚1頭	肉豚販売収入	円	33,075	33,075	33,075
	飼料費	円	17,500	17,500	17,500
	診療医薬品費	円	1,350	1,350	1,350

豚出荷頭数は0.9頭減少し、販売枝肉重量は約4%減少します。

肥育豚事故率が増加する問題は、直接的には出荷頭数の減少によって収入の減少が起こることですが、間接的には肥育途中で死亡することによる肉豚1頭当たり飼料費の増加や、事故率増加の裏にある疾病による発育遅れによる肉豚1頭当たり飼料費の増加などにより、生産原価が上昇することにあります。

表4ではこれらの影響について評価をしていますが、支援に当たっては注意する必要が

あります。このことを逆から見れば、肥育豚事故率の減少は収益改善に非常に大きな影響を及ぼすことが明らかです。生産病の撲滅が必要であるのは、このためです。

モデル4：平均枝肉重量

モデル4では、平均枝肉重量が変動した場合の他の分析数値への影響について検討します。

モデル4—①では、平均枝肉重量を75kgとし、それから得られる販売枝肉重量は種雌

(表4) 肥育豚事故率とその他の指標値との関係

項 目	単位	モデル3—①	モデル3—②	モデル3—③	
種雌豚飼養頭数	頭	180	180	180	
分娩回転数	回	2.2	2.2	2.2	
1腹当たりほ乳開始子豚数	頭	10.4	10.4	10.4	
離乳時育成率	%	90	90	90	
肥育豚事故率	%	4	2	8	
平均枝肉重量	kg	75	75	75	
ほ乳開始子豚頭数	頭	4,118	4,118	4,118	
離乳子豚頭数	頭	3,706	3,706	3,706	
肉豚出荷頭数	頭	3,558	3,632	3,410	
販売枝肉重量	kg	266,850	272,400	255,750	
種雌豚1頭当たり	ほ乳開始子豚頭数	頭	22.9	22.9	22.9
	離乳子豚頭数	頭	20.6	20.6	20.6
	肉豚出荷頭数	頭	19.8	20.2	18.9
	販売枝肉重量	kg	1,483	1,513	1,421
	肉豚販売収入	円	653,783	667,380	626,588
	飼料費	円	353,111	356,708	345,917
	診療医薬品費	円	27,795	27,795	27,795
当肉豚1頭	肉豚販売収入	円	33,075	33,075	33,075
	飼料費	円	17,500	17,500	17,500
	診療医薬品費	円	1,350	1,350	1,350

豚1頭当たり1483kgですが、重量が1kg減少(4-②)すると、販売枝肉重量は約1.4%減少し、それが収入の減少となります。経営全体では年間150万円あまり肉豚販売収入が減少することになります。販売枝肉重量が1kg増加(4-③)すると、販売収入は約1.3%増加します。

平均枝肉重量の増加は実際には若干の飼料費の増加をもたらすものと考えられます。たとえば、肥育末期の飼料要求率を4とすると、枝肉重量1kgの増加により肉豚1頭当たり

約6kgの飼料が余分に必要になるからです。しかし、その増加額にあまりある収入が得られることは確かで、また、繁殖成績の向上と違って、改善の余地はかなりあると考えられます。

養豚経営の実績に基づく評価においては、各指標に着目して対象値と比較して改善点を描き出すこととなりますが、実効性のある改善方法を示すためには、具体的な改善見込み量とその経営にとっての改善の難易度、収益改善額の大小等を総合的に勘案して、優先順

(表5) 枝肉重量とその他の指標値との関係

項 目	単位	モデル4—①	モデル4—②	モデル4—③	
種雌豚飼養頭数	頭	180	180	180	
分娩回転数	回	2.2	2.2	2.2	
1腹当たりほ乳開始子豚数	頭	10.4	10.4	10.4	
離乳時育成率	%	90	90	90	
肥育豚事故率	%	4	4	4	
平均枝肉重量	kg	75	74	76	
ほ乳開始子豚頭数	頭	4,118	4,118	4,118	
離乳子豚頭数	頭	3,706	3,706	3,706	
肉豚出荷頭数	頭	3,558	3,558	3,558	
販売枝肉重量	kg	266,850	263,292	270,408	
種雌豚1頭当たり	ほ乳開始子豚頭数	頭	22.9	22.9	22.9
	離乳子豚頭数	頭	20.6	20.6	20.6
	肉豚出荷頭数	頭	19.8	19.8	19.8
	販売枝肉重量	kg	1,483	1,463	1,502
	肉豚販売収入	円	653,783	645,065	662,500
	飼料費	円	353,111	353,111	353,111
	診療医薬品費	円	27,795	27,795	27,795
当肉豚1頭	肉豚販売収入	円	33,075	32,634	33,516
	飼料費	円	17,500	17,500	17,500
	診療医薬品費	円	1,350	1,350	1,350

位を付ける必要があります。

単に一つの項目だけが改善されたとしても、そのために必要な費用が収入の改善量を上回っては、改善の意味がなくなるからです。実現可能な、十分な根拠のある経営シミュレーションを複数回行って、その改善方法を提示することが重要です。

これまで3回に亘って養豚経営実績の評価と収益の改善方法を、主に損益に影響する主要な生産項目について述べてきました。経営改善にはこれらのほか、財務指標に基づく評

価とその対策も重要です。今後の畜産経営においては、規模拡大と生産方式の合理化が両輪となって発展が図られることになると考えられますが、そのための資金調達と資金償還能力の確保が成功の鍵となるからです。生産性向上を中心とした収益の改善と併せて、経営の安定を損なわないためのさまざまな経営努力が求められます。

(筆者：総括畜産コンサルタント)

行政の窓

令和2年度の新規貸付から畜産特別資金を見直します

昭和48年に措置された畜産特別資金(以下、「畜特資金」)について、今般、制度上の様々な課題が把握されたことから、畜産特別資金融通事業の制度を見直すこととしました。

見直しのポイント

- ① 今回の見直しは**令和2年度以降の新規貸付に限り**適用されます。(既貸付金に適用されません。)
- ② 原則として**借入者本人が収支管理**(会計ソフト等による記帳及び財務諸表の作成*、財務状況の把握)を行ってください。
*組合員勘定を活用することや税理士等への委託を借入者本人の記帳・財務諸表の作成に代えることもできます。
- ③ 融資機関は**借入者本人が収支管理できるよう指導を行ってください**。
融資機関が借入者に対して収支管理の指導を行った場合は、必ず、**指導記録簿の作成・保管**をするようにしてください。
- ④②又は③を満たしていることが確認されない場合、融資機関への利子補給が停止され、借入者への畜特資金の融通が継続されなくなる可能性があります。③を満たしていることが確認されない場合、**融資機関は農業信用基金協会からの保証債務の弁済を受けることができなくなる可能性があります**ので、ご注意ください。



経営者(Aさん)

負債の償還が大変になってきたなあ。
畜特資金への借換えできるかな。令和2年度から制度が見直されて、自分で**収支管理をすることが必要**だと聞いたけど。

財務諸表も作らないといけならしいし、大丈夫かな。
とりあえず、いつもお世話になっているB農協さんに相談してみるか。

今回の見直しで令和2年度の新規貸付から、融資機関が**借入者の収支管理について指導を行う**ことが明文化されました。

財務諸表作成については、特に作り始めのところで、私たちがしっかりとサポートします。一度、軌道に乗ってしまえば、簡単に更新することができ、経営の改善に役立ちますよ。もちろんAさんが慣れるまで根気よくお付き合いします。

長期・低利の畜特資金を活用して、Aさんの経営が改善するように、私たちと一緒に頑張りましょう！



融資機関(B農協)



なるほど。収支管理は融資機関がサポートしてくれるのか。
自分の財務状況もしっかりと把握できるようになるなら、今後の経営にとってもプラスになるな。
それなら、畜特資金を活用することも考えてみるか。

借入者の収支管理を「見える化」して経営改善！

問合せ先：農林水産省生産局畜産部畜産企画課畜産総合推進室金融・税制班 (TEL:03-3501-1083)

以上の他にも改正がありますので、詳しくは実施要綱・実施要領をご確認ください。

- 実施要綱…独立行政法人農畜産業振興機構のウェブサイトに掲載
- 実施要領…公益社団法人中央畜産会のウェブサイトに掲載

行政の窓

家畜伝染病予防法の一部改正について

農林水産省消費・安全局動物衛生課

背景・趣旨

- 平成 30 年 9 月にわが国で 26 年ぶりに発生が確認された **CSF（豚熱）** については、同病に感染した**野生イノシシ**によって**広域に病原体が拡散**し、現在に至ってもなお**終息に至っていない**。
- このため、**野生動物の感染に対する対策を強化**するとともに、農場における**飼養衛生管理を徹底**し、家畜の伝染性疾患の**発生予防およびまん延の防止を図る必要**。
- 加えて、一昨年以降、アジア地域において **ASF（アフリカ豚熱）** の発生が**急速に拡大**し、わが国への侵入脅威が一段と高まっているため、畜産物の**輸出入検疫を強化**し、同病を含む悪性伝染性疾患^(※)の**侵入防止を徹底**する必要。

※特に病原性が高く、伝播力の強い伝染性疾患である、牛疫、牛肺疫、口蹄疫、CSF、ASF、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザをいう。

■ CSF の発生状況 (R2 2/2 時点)



黄色：飼養豚及び野生イノシシ陽性確認県
斜線：野生イノシシ陽性確認県

■ ASF の発生状況 (R2 2/5 時点)



赤色：2005年以降OIE等に発生通報のあった国・地域

改正の概要

議員立法で措置 (ASF 関連に限る)

- 1 家畜の伝染性疾患の名称変更 (豚熱、アフリカ豚熱、その他) 【改正後第 2 条第 1 項の表等】
- 2 家畜の所有者・国・都道府県・市町村・関連事業者の責務の明確化
【改正後第 2 条の 2 から第 2 条の 4 まで】
- 3 飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置等の拡充
 - ①衛生管理区域に入る者にのみまたは汚染された畜舎・倉庫等から出る者にのみ課せられている消毒義務を、当該施設どちらも出入りする者に課すよう措置。【改正後第 8 条の 2、第 28 条等】
 - ②家畜の所有者は、衛生管理区域ごとに、飼養衛生管理に係る責任者を選任する制度を創設。
【改正後第 12 条の 3 の 2】
 - ③飼養衛生管理の指導等に係る指針 (国が策定)・計画 (都道府県が策定) の制度を創設。
【改正後第 12 条の 3 の 3 及び第 12 条の 3 の 4】
 - ④まん延防止措置として、都道府県知事は、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理基準の遵守について、指導・助言を経ないで緊急に勧告・命令できるような措置 (併せて、国の都道府県知事に対する指示の対象事務に追加)。
【改正後第 34 条の 2 (改正後第 47 条)】
 - ⑤都道府県知事は、飼養衛生管理基準の遵守に係る命令違反者を公表できるような措置するとともに、国は、都道府県における飼養衛生管理の状況等について、積極的に公表できるような措置。
【改正後第 12 条の 7】
 - ⑥飼養衛生管理に関する罰則を強化。
【改正後第 63 条、第 66 条、第 69 条、第 70 条等】

4 野生動物における悪性伝染性疾患のまん延防止措置の法への位置付け

(併せて、国の都道府県知事に対する指示の対象事務に追加)

①野生動物における悪性伝染性疾患の浸潤状況調査、経口ワクチン散布等を法に位置付け。

【改正後第31条第2項等】

②野生動物で悪性伝染性疾患の感染が発見された場合にも、発見された場所等の消毒や当該場所とその他の場所との通行制限、周辺農場等に対する家畜の移動制限、飼料業者・運送業者等関連事業者の倉庫・車両の消毒などの病原体拡散防止措置が実施できるよう措置。

【改正後25条の2、第26条、第28条の2等】

5 予防的殺処分の対象疾病の拡大

【改正後第17条の2】

①予防的殺処分の対象疾病にASFを追加。

②野生動物で口蹄疫またはASFの感染が発見された場合にも、予防的殺処分が実施できるよう措置。

6 家畜防疫官の権限等の強化

①出入国者の携帯品中の畜産物(肉・肉製品)の有無を、家畜防疫官が質問・検査できるよう措置。

【改正後第40条第5項及び第45条第5項】

②輸出入検疫の結果、発見された違反畜産物について、家畜防疫官が廃棄できるよう措置。

【改正後第46条第4項】

③動物検疫所長は、輸出入検疫に係る事務を円滑に行うため、船舶・航空会社や海・空港の管理者等に対して必要な協力を求めることができるよう措置。

【改正後第46条の4第1項】

④輸出入検疫に関する罰則を強化。

【改正後第63条、第69条等】

施行期日：公布の日から3月以内(ただし、2については公布の日、3③については1年以内、4①については令和3年4月1日)。

問い合わせ先 担当課：農林水産省消費・安全局動物衛生課
代表：03-3502-8111 (内線 4402)

図書のご案内

農場 HACCP 様式集

A4判 152ページ



家畜伝染病の予防と畜産物の安全の確保は、畜産物の生産を行う上で極めて重要な課題です。中央畜産会では、農場 HACCP に取り組む関係者の養成を図るため、農場での構築指導を担う農場指導員を養成する農場指導員養成研修及び審査員養成研修を実施し、これまでそれぞれ2,435名、716名が受講しています。また、平成30年7月には200を超える農場が農場 HACCP の認証を取得しています。そして、これらの認証取得支援及び認証審査を通じて多くのノウハウが蓄積されてきました。

このノウハウを基に、今後農場 HACCP の認証を目指す畜産農家の円滑な構築活動の一助とするため、農場 HACCP の文書・記録に関する様式集を刊行しました。

農場 HACCP の構築は、文書等の形式を整えることで完結するものではありません。構築した文書を基に、CCP のモニタリング記録をはじめとした畜産物の安全性を高める活動と検証を通じて、最終的には生産性の向上にも繋がるシステムを作り上げることが目標となります。

本書は、これから農場 HACCP の構築を目指す畜産農場等関係者の皆様の参考としてご活用いただける1冊です。

公益社団法人 **中央畜産会 経営支援部 (情報)**

〒101-0021 東京都千代田区外神田 2-16-2 (第2ディーアイシービル)

TEL 03-6206-0846 FAX 03-5289-0890

E-mail book@jlia.jp URL <http://jlia.lin.gr.jp/>

行政の窓

新型コロナウイルス感染者発生時の 対応・業務継続に関するガイドライン

新型コロナウイルス対策に関する農林水産省対策本部

畜産事業者のみなさまへ

肉用牛経営や酪農等の畜産業及び関連産業は、
国民への食料の安定供給に重要な役割を担っています。
従事者に新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時に、
事業者が業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめました。

※「畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」
http://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/gl_tik.pdf

1 予防対策の徹底

厚生労働省等の情報に基づいて、徹底した対策をお願いします。

○従業員に感染予防策を要請します。

- ①体温の測定と記録
- ②発熱などの症状がある場合は、所属長への連絡と自宅待機
- ③ 37.5℃以上の熱が4日以上継続した場合等は、所属長に連絡の上、保健所に問い合わせ

○事業者の業態に応じて感染予防策を行ってください。

※卸売市場や家畜市場のせり場など常時不特定多数の者が集合する場所では、できる限りマスクを着用し、着用しない場合は適切な距離を保って取引を行うことを徹底する、など。

○従業員から診断結果等の報告を速やかに受ける体制を構築してください。

○手洗いなどの感染予防策を徹底してください。

- ①出勤時やトイレ使用後、作業場への入場時の手洗い、手指の消毒
- ②できる限りマスクを着用、咳エチケットの徹底
- ③通常の清掃に加え、水と洗剤を用いて人がよく触れるところを拭き取り清掃

2 患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

患者が発生した場合は保健所の指示に従い対応してください。

○患者が確認された場合には、保健所に報告し、対応について指導を受けるとともに、従業員に周知してください。

○保健所の調査に協力し、濃厚接触者の確定を受けます。

○濃厚接触者と確定された従業員には、14日間出勤停止し、健康観察を実施してください。

- 濃厚接触者と確定された従業員は、**発熱又は呼吸器症状**を呈した場合は、**保健所に連絡**し、行政検査を受検します。

3 施設設備等の消毒の実施

- 保健所の指示に従って**、感染者が勤務した区域^{※1}の消毒を実施します。緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が勤務した区域のうち、頻繁に手指が触れる箇所^{※2}を中心に、アルコール^{※3}で拭き取り等を実施してください。

※1 畜舎、搾乳舎、堆肥舎、倉庫、製造加工施設、執務室等

※2 机、ドアノブ、スイッチ類、手すり等

※3 消毒用エタノール（70%以上）又は次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）

- 一般的な衛生管理が実施**されていれば、感染者が発生した施設等は**操業停止や食品廃棄などの対応をとる必要はありません**。

4 業務の継続

- 畜産農家は、家畜の飼養管理、搾乳等を毎日欠かすことができないことから、**業務が継続できるように準備**をお願いします。
- 必要な場合、生産者団体が中心となって、畜産農家、生産者団体、関連団体、乳業者、飼料製造業者、運送業者等の間で**業務分担する体制を検討・構築**してください。

【検討事項】

- ①畜産農家の体制又は生産者団体等による支援体制の整備
- ②感染者等の把握と情報共有
- ③生産現場の速やかな消毒
- ④業務継続のための支援
 - ・代替要員の確保
 - ・代替要員が確保できない場合の措置
- ⑤生産者団体等による管内への注意喚起の発出

- 集送乳、酪農ヘルパー、乳業、飼料製造等の関連事業者（生産者団体を含む）は、重要業務として**優先的に継続させる業務を選定**し、重要業務を継続させるために必要となる人員、物的資源（マスク、手袋、消毒液等）を把握してください。
- 事業者は、従業員の確保状況に応じた**業務マニュアルを作成**してください。

肉用牛経営や酪農等の畜産業及び関連産業は、国民への食料の安定供給に重要な役割を担っており、新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時の対応及び業務継続を図る際の基本的なポイントをお示ししました。農林水産省は、重要な役割を担う皆さまの業務が継続できるように全面的に協力いたしますので、ガイドラインを参考に対応していただきますようよろしくお願いいたします。

問い合わせ先 担当課：農林水産省生産局畜産部畜産企画課
代表：03-3502-8111（内線 4895）

畜産統計情報

酪農ヘルパー利用実態(速報)

(一社)酪農ヘルパー協会は、酪農ヘルパーの利用実態の速報値を公表しましたので報告いたします。

酪農ヘルパー利用組合の状況

1. 利用組合の組織化の状況

令和元年8月1日現在、利用組合は285組合(北海道86組合・都府県199組合)(表1)。

2. 利用組合への参加状況(表2)

(1) 利用組合の活動範囲内の酪農家は1万3318戸と1利用組合当たり46.7戸。カバー率は88.6%(前年比0.4%減)。利用組合活動範囲内酪農家は前年より北海道5470戸(前年比136戸減)、都府県7848戸(前年比499戸減)となった。

(2) 利用組合参加戸数は1万809戸と1利用組合当たり37.9戸。参加率81.2%(前年比1.1%増)。利用組合参加戸数は前年より北海道5000戸(前年比117戸減)、都府県5809戸(前年比245戸減)となった。

酪農ヘルパーの利用状況

1. 平成30年度の酪農ヘルパー利用農家戸数は、全国で9410戸(前年比347戸減)、北海道は4147戸(前年比230戸減)、都府県は

5263戸(前年比117戸減)となった(表3)。

2. 平成30年度の酪農ヘルパー総利用日数は、全国で21万8094日(前年比4260日減)、北海道は9万6090日(前年比3486日減)、都府県は12万2004日(前年比774日減)となった(表4)。

3. 平成30年度の利用農家1戸当りの年間利用日数は全国平均で23.18日(前年比0.39日増)、北海道は23.17日(前年比0.42日増)、都府県は23.18日(前年比0.36日増)となった(表5)。

4. 酪農ヘルパーを年間12日以上利用した農家は、利用した農家全体の66.1%(前年比0.7%減)であり、北海道は62.5%(前年比0.8%増)、都府県は68.9%(前年比2.3%減)となった(表6)。

傷病時のヘルパー利用状況

1. 平成30年度末現在、互助組織数は80、互助制度に参加している利用組合数は212組合(表7)。

2. 平成30年度の病気・事故等による傷病時利用の対象となった補助対象者延べ人数は1965人となり、前年を37人下回った(表7)。

酪農ヘルパー要員の状況

1. 平成30年8月1日現在の酪農ヘルパーは全国で1832人（前年比56人減）。うち専任ヘルパーは1043人（前年比19人減）、臨時ヘルパーは789人（前年比37人減）となっ

た（表8）。

2. 女性の専任ヘルパーは全国で134人（前年比10人増）。内訳は、北海道、都府県ともに67人（前年比5人増）となった（表8）。

（表1）利用組合数の推移（各年の8月1日現在）

項目	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R01年
全国	324	323	318	313	303	295	288	285
北海道	90	90	90	90	88	86	86	86
都府県	234	233	228	223	215	209	202	199

注）事業実施都道府県団体の承認を受けた利用組合（独自の活動を行っている組織は含まない）

（表2）酪農ヘルパー利用組合参加戸数および参加率（令和元年8月1日現在）

項目	乳用牛飼養戸数 (A)	利用組合活動 範囲内の戸数 (B)	利用組合 参加戸数 (C)	利用組合 カバー率 B/A	利用組合 参加率 C/B	平成3年（参考）	
						組合 カバー率	利用組合 参加率
全国	15,030	13,318	10,809	88.6%	81.2%	67.7%	45.1%
		46.7	37.9	←利用組合当たり（戸）			
北海道	5,970	5,470	5,000	91.6%	91.4%	54.2%	63.0%
		63.6	58.1	←利用組合当たり（戸）			
都府県	9,060	7,848	5,809	86.6%	74.0%	72.1%	40.8%
		39.4	29.2	←利用組合当たり（戸）			

注）1 乳用牛飼養戸数（A）は令和元年2月1日現在（畜産統計）

2 利用組合の活動範囲内戸数（B）、利用組合参加戸数（C）は令和元年8月1日時点（酪農ヘルパー全国協会調べ）

3 下段は1利用組合当たりの戸数

（表3）酪農ヘルパー利用戸数の年度別推移

（単位：戸）

項目	利 用 戸 数							
	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
全国	12,534	12,092	11,618	11,117	10,802	10,314	9,757	9,410
前年比	96.1%	96.5%	96.1%	95.7%	97.2%	95.5%	94.6%	96.4%
北海道	5,344	5,142	5,011	4,816	4,777	4,517	4,377	4,147
前年比	97.5%	96.2%	97.5%	96.1%	99.2%	94.6%	96.9%	94.7%
都府県	7,190	6,950	6,607	6,301	6,025	5,797	5,380	5,263
前年比	95.2%	96.7%	95.1%	95.4%	95.6%	96.2%	92.8%	97.8%

（表4）酪農ヘルパー総利用日数の年度別推移

（単位：日）

項目	総 利 用 日 数							
	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
全国	247,041	243,955	241,970	241,730	235,931	231,483	222,354	218,094
前年比	102.2%	98.8%	99.2%	99.9%	97.6%	98.1%	96.1%	98.1%
北海道	104,173	105,103	104,510	105,820	105,900	102,932	99,576	96,090
前年比	104.4%	100.9%	99.4%	101.3%	100.1%	97.2%	96.7%	96.5%
都府県	142,868	138,852	137,460	135,910	130,031	128,551	122,778	122,004
前年比	100.7%	97.2%	99.0%	98.9%	95.7%	98.9%	95.5%	99.4%

(表5) 酪農ヘルパー年間利用日数（1戸当たり）

（単位：日）

項目	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
全 国	19.71	20.17	20.83	21.74	21.84	22.44	22.79	23.18
北海道	19.49	20.44	20.86	21.97	22.17	22.79	22.75	23.17
都府県	19.87	19.98	20.81	21.57	21.58	22.18	22.82	23.18

注) 1 搾乳作業を伴わない利用は除く

(参考) 利用農家1戸当たり平均定期利用日数の推移

項目	H3年度 (1991年度)	H7年度 (1995年度)	H12年度 (2000年度)	H17年度 (2005年度)	H22年度 (2010年度)
全 国	9.10	11.30	14.13	17.17	18.54
北海道	5.30	7.30	12.27	16.15	18.19
都府県	11.20	13.70	17.05	17.84	18.79

注) H10年度以前は、定期利用（事前予約利用）のみで搾乳作業を伴わない場合も含まれる。

(表6) 1戸当たりの年間利用日数別構成比（平成30年度）

項目	1～5日	6～11日	12～23日	24～35日	36日以上	(参考) 12日以上
全 国	16.5%	17.4%	30.0%	16.7%	19.4%	66.1%
北海道	19.0%	18.5%	28.5%	14.4%	19.6%	62.5%
都府県	14.6%	16.5%	31.3%	18.4%	19.2%	68.9%

(表7) ヘルパー要員数（令和元年8月1日時点）

項目	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
実施都道府県数	37	38	39	39	39	39	39
実施利用組合数	227	227	228	222	222	213	212
互助制度組織数	75	75	77	77	77	81	80
(発動状況)							
対象都道府県数	34	38	39	34	34	34	33
対象互助組織数	57	64	66	60	64	66	66
補助対象者数	1,978	2,059	2,041	2,273	2,137	2,002	1,965

(表8) ヘルパー要員数（令和元年8月1日時点）

項目	利用組合	ヘルパー職員数（下段は1利用組合当たりの職員数）				(参考) 過年度最多 平成17年		
		合計	専任		臨時		専任	臨時
			総数	うち女性	総数	うち女性		
全 国	285	1,832	1,043	134	789	104	1,291	1,345
組合当人数		6.4	3.7	0.5	2.8	0.4	3.6	3.7
北海道	86	827	498	67	329	42	511	620
組合当人数		9.6	5.8	0.8	3.8	0.5	5.0	6.1
都府県	199	1,005	545	67	460	62	780	725
組合当人数		5.1	2.7	0.3	2.3	0.3	3.0	2.8

(独)農畜産業振興機構からのお知らせ

各種交付金単価の公表について

1. 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）〔令和2年2月分〕

(独)農畜産業振興機構は、令和2年2月に販売された交付対象牛に適用する畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項に規定する交付金について、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）第4の6の（5）のオの規定および同（5）のカの規定により準用する同（1）から（4）までの規定に基づき標準的販売価格および標準的生産費ならびに交付金単価を表1および表2のとおり公表しました。

なお、当該交付対象牛に係る交付金の交付については、概算払いを行います。標準的生産費および交付金単価の確定値については、令和2年5月上旬に公表する予定です。

(表1) 肉専用種の交付金単価（概算払）

算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※	算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※
北海道	1,095,176円	1,194,646円	85,523.0円	石川県	1,200,084円	1,179,976円	-
青森県	1,083,509円	1,162,378円	66,982.1円	福井県	1,163,554円	1,189,794円	19,616.0円
岩手県 (日本短角種を除く。)	1,087,660円	1,133,059円	36,859.1円	愛知県	1,140,072円	1,156,834円	11,085.8円
岩手県 (日本短角種)	716,414円	763,688円	38,546.6円	鳥取県	1,127,548円	1,219,547円	78,799.1円
宮城県	1,159,553円	1,148,054円	-	島根県	1,071,110円	1,199,691円	111,722.9円
秋田県	1,141,240円	1,159,965円	12,852.5円	岡山県	1,186,637円	1,179,909円	-
福島県	1,108,216円	1,178,342円	59,113.4円	広島県	1,158,876円	1,208,040円	40,247.6円
茨城県	1,131,176円	1,180,519円	40,408.7円	山口県	1,101,876円	1,208,396円	91,868.0円
栃木県	1,130,308円	1,160,199円	22,901.9円	香川県	1,208,264円	1,175,327円	-
群馬県	1,140,125円	1,152,195円	6,863.0円	愛媛県	1,097,867円	1,158,763円	50,806.4円
埼玉県	1,125,068円	1,144,619円	13,595.9円	福岡県	1,084,412円	1,209,096円	108,215.6円
千葉県	1,127,651円	1,170,641円	34,691.0円	佐賀県	1,167,116円	1,199,909円	25,513.7円
神奈川県	1,140,916円	1,161,592円	14,608.4円	長崎県	1,121,396円	1,189,171円	56,997.5円
山梨県	1,089,032円	1,146,093円	47,354.9円	熊本県	1,101,392円	1,175,649円	62,831.3円
長野県	1,140,056円	1,177,219円	29,446.7円	大分県	1,034,696円	1,204,173円	148,529.3円
静岡県	1,064,756円	1,182,591円	102,051.5円	宮崎県	1,176,842円	1,192,984円	10,527.8円
新潟県	1,159,764円	1,160,441円	-	鹿児島県	1,137,608円	1,220,083円	70,227.5円
富山県	1,332,929円	1,187,143円	-	沖縄県	1,086,744円	1,150,478円	53,360.6円
				二以上の都道府県の区域	1,241,436円	1,180,943円	-

(表2) 交雑種・乳用種の交付金単価(概算払)

	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※
交雑種	735,446円	762,248円	20,121.8円
乳用種	453,189円	496,877円	35,319.2円

※肉用種1頭当たりの交付金単価(概算払)は、肉用牛1頭当たりの標準的生産費と肉用牛1頭当たりの標準的販売価格との差額に100分の90を乗じた額から4,000円を控除した額

2. 肉豚経営安定交付金(豚マルキン)〔令和元年度第1～4四半期〕

(独)農畜産業振興機構は、平成31年4月から令和2年3月までの算出期間(令和元年度第1～4四半期)における、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第3条第1項に規定する交付金については、肉豚経営安定交付金交付要綱第4の5の(5)の規定により算出した見込みの標準的販売価格および同規定により算出した見込みの標準的生産費をそれぞれ下記のとおりとなり、前者が後者を上回ったことから、概算払はありません。

なお、今回の算出期間における確定値については、5月上旬に公表する予定です。

(表3) 肉豚経営安定交付金単価について

算出期間	平成31年4月から令和2年3月まで
肉豚1頭当たりの標準的販売価格	36,284円/頭(①)
肉豚1頭当たりの標準的生産費	33,927円/頭(②)
肉豚1頭当たりの交付金単価(参考)	— (①>②のため概算払なし)

(公社)中央畜産会からのお知らせ

畜産映像情報

がんばる!畜産!3

畜産現場の“今”を30分の番組にしました!

映像を各種研修会、セミナーにご活用ください!

配信中の内容: IoT技術の活用/農場HACCP/搾乳ロボット/他



◀スマートフォンからはこちら
▼パソコンからはこちらで検索

がんばる畜産



お問合せ: (公社)中央畜産会 経営支援部(情報) TEL03-6206-0846